

日本学生支援機構 給付奨学金（高等教育修学支援新制度） 仮申請書

信州大学長 殿

「日本学生支援機構 給付奨学金（高等教育修学支援新制度）の申請状況」欄に記載の事項に該当し、入学料及び授業料の減免を受けるために本紙を提出します。

また、入学後に必要な手続きを大学の指定する期限を厳守のうえ行うことを誓約します。

記入日(西暦) 年 月 日

本人	カナ			
	氏名 (自署)			
	受験番号		携帯電話	- -

保証人	氏名 (自署)			
	続柄		携帯電話	- -

※保証人欄は、父母又は父母に代わる方が記載事項をすべて確認のうえ、自署してください。

<p>日本学生支援機構 <b>給付奨学金</b>（高等教育修学支援新制度）の申請状況                  (該当するものに☑してください)</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>高等学校等において予約採用で申請し、採用候補者に決定している                  ※ 但し、支援区分が「第IV区分（私立理工農）」の採用候補者は対象外です。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>高等学校等において予約採用で申請し、選考結果を待っている</p>
<input type="checkbox"/>	<p>入学後に在学採用で申請を予定している                  ※ 給付奨学金に未申請または不採用の方で、2025年度から予定されている多子世帯に対する入学料・授業料無償化を希望する場合もこちらを☑してください。入学後に給付奨学金への申請が必要となる予定です（本無償化の適用には多子世帯である以外に一定の要件が付される予定です）。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>《編入学のみ》日本学生支援機構 給付奨学生であり、入学後も継続を希望している                  ※ 給付奨学金が停止中でない方で、かつ過去に高等教育修学支援新制度による入学料減免を受けたことがない方が対象です。対象外となる方は、本学で入学料減免の支援は受けられないため、本紙を提出せず、入学料をお支払いただくか、入学料徴収猶予を申請してください。</p>

**【注意事項】 本紙は黒のボールペンで記入してください。(鉛筆、消せるボールペン不可)**

大学使用欄

管理簿入力	管理簿確認

学籍番号

--

## 日本学生支援機構 給付奨学金（高等教育修学支援新制度） 仮申請書

信州大学長 殿

「日本学生支援機構 給付奨学金（高等教育修学支援新制度）の申請状況」欄に記載の事項に該当し、入学料及び授業料の減免を受けるために本紙を提出します。

また、入学後に必要な手続きを大学の指定する期限を厳守のうえ行うことを誓約します。

本人・保証人がそれぞれ自署してください

記入日(西暦) 20XX 年 X月 XX日

本人	カナ	シシユウ タロウ		
	氏名 (自署)	信州 太郎		
	受験番号	X0000	携帯電話	080 - 0000 - 0000

保証人	氏名 (自署)	信州 一郎		
	続柄	父	携帯電話	090 - 0000 - 0000

※保証人欄は、父母又は父母に代わる

給付奨学金についてです

いずれか一箇所に☑

貸与奨学金（第一種、第二種、併用、入学時特別増額）は本申請の対象外です

日本学生支援機構 給付奨学金（高等教育修学支援新制度）の申請状況  
(該当するものに☑してください)

- 高等学校等において予約採用で申請し、採用候補者に決定している  
※ 但し、支援区分が「第IV区分（私立理工農）」の採用候補者は対象外です。

- 高等学校等において予約採用で申請し、選  
本学は国立大学のため、第IV区分（私立理工農）の場合  
給付奨学金の採用も減免の適用もされません

- 入学後に在学採用で申請を予定している  
※ 給付奨学金に未申請または不採用の方で、2025年度から予定されている多子世帯に対する入学料・授業料無償化を希望する場合もこちらを☑してください。入学後に給付奨学金への申請が必要となる予定です（本無償化の適用には多子世帯である以外に一定の要件が付される予定です）。

- 《編入学のみ》日本学生支援機構 給付奨学生であり、入学後も継続を希望している  
※ 給付奨学金が停止中でない方で、かつ過去に高等教育修学支援新制度による入学料減免を受けたことがない方が対象です。対象外となる方は、本学で入学料減免の支援は受けられないため、本紙を提出

## 【補足】

- ・編入学以外の入試区分で入学する者で、信州大学入学前に日本学生支援機構の給付奨学生として採用されている（いた）場合は、信州大学では給付奨学生とはなれないため、本申請書を提出することはできません。編入学の場合も、過去に給付奨学金が廃止となっている場合は対象外となります。
- ・本申請書は入学料納付確認書（A票）の代わりになるため、入学料を入学手続き時に納付する必要はありません。入学料の支払いについては入学後の8月上旬に通知する予定です（支払期限は8月下旬を予定）。その間、入学料の支払いを猶予いたします。（「入学料免除・徴収猶予願」の提出は不要です）
- ・本申請書提出者が次に該当した場合は入学料を直ちに納付していただきます。「入学手続き後に入学を辞退する場合」「選考結果を待っていた者が不採用となった場合」「給付奨学金申請予定の者が申請しなかった場合」等